

兵庫県からの第 18 次特区提案に対する見解

平成 24 年 8 月 8 日
生活衛生関係営業等衛生問題検討会

本検討会では、兵庫県からの第 18 次特区提案「田舎暮らし小規模民宿開業に係る規制緩和」について、平成 24 年 6 月に、兵庫県に対して以下の提案を行った。

- ① 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動を目的とする NPO 法人であって、認定 NPO 法人（又は仮認定 NPO 法人）として認定を受けたものが経営する旅館。
- ② 建築基準法の「旅館」としての建築確認を受け、非常用照明装置や防火壁の設置等の防災措置を講ずるなど、諸法令の基準を遵守するもの。
- ③ 旅館業法の旅館として、玄関帳場等で宿泊客の受入れ、訪問者の確認等の防犯、衛生措置を講ずるもの。

以上の要件を満たす場合に、33 m²未満の簡易宿所営業許可を特区として認めてはどうか。

これに対し、兵庫県からは、同提案は受け入れることができないとの見解が示された。

本検討会としては、以下の理由から、兵庫県からの第 18 次特区提案については認められないとの見解を出すこととする。

1. 事業活動の適正を確保するためには、事業者が実施計画を市に提出し認定する方法では、実効性の担保が確保されないことが懸念され、NPO 法で定められた監督制度に基づき監督を行う必要があること。
2. 本件は、自宅の活用を想定する農家民宿と異なり、空家を借り受けてその活用を図ろうとするもので趣旨が異なり、建築基準法等の諸法令の適用につき、「自宅」として扱うことは困難であること。
3. 旅館業を営む以上、宿泊客の安全確保が最優先されるべきであり、空家を活用する必要性が宿泊者の安全確保の必要性を上回るとの立証はされたと評価できないこと。とりわけ、昨今、各地でホテル火災の事例が相次いでいる情勢を踏まえると、宿泊者の安全確保のための規制を緩和することについては、軽々には認められないこと。